

各位

**桜ヶ丘（準）建築協定に基づく
建築物の敷地、構造、用途、形態等に関する確認書**

令和 年 月 日

桜ヶ丘町内会

☆本確認書は工事の着手する前に、建築物の計画が「桜ヶ丘（準）建築協定」（以下、（準）建築協定書と記載）に適合していることを施主自から確認して隣地住民と町内会の（準）建築協定管理委員会の承認を得るものとします。
 ☆本確認書の確認及び承認は、(1)新築、(2)増築、(3)改築、(4)移転(同一敷地内)、(5)大規模の修繕、模様替え等に必要とします。
 ☆必要な提出書類は、①本確認書 ②配置図 ③平面図(間取り図は不要) ④立面図 ⑤車庫、物置、テラス等の配置図です。
 ☆下記の確認事項は（準）建築協定書より抜粋し、且つ協定内容はポイントのみ記載していますので詳細は（準）建築協定書を参照して下さい。

【協定内容毎にチェック(○×)の記入をお願いします】

施主	住所	電話	施主確認 (月日)	承認			
				隣接住民(月日)		町内会(月日)	
項目	条	協定内容		印	印	印	印
目的	第1条	本協定は居住する住民が環境を高度に維持増進を図ることを目的とし、町内会員の総意により定められたもの。 →本目的の理解と確認及び承認					
建築物の用途及び形態	第6条	(1)一戸建、且つ住居専用住宅 (2)地盤面から高さ10m以内 (3)松下興産(株)が造成した時点の宅地地盤面 (4)建築物の高さは、当該部分から真北方面に測った敷地境界線から建物の壁面(敷地の北側に、道路、公園、その他これに類するものが接する場合はそれらの中心線)までの水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えた数値以下 (建築協定書5・6ページの解説図参照) (5)建築物の建ぺい率は 60%以下(建築協定書7ページの解説図参照) (6)建築物の容積率は 200%以下(建築協定書7ページの解説図参照)					
建築物の位置	第7条	1.建物の外壁またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は北側1.5m以上、北側以外は、1.0m以上 (建築協定書7ページの解説図参照) 2.前項の規定は、次の各号に該当する建築物又は建築物の部分は適用外 (1)出窓、ガレージ (2)物置、テラス、その他これに類する用途に供し軒の高さが2.3m以下で、且つ、床面積合計が5㎡以内。但し、母屋と一体となった物の風雨防壁は環境美観に配慮した仕様とする。					
敷地の環境保全	第8条	(1)境界囲障は風致を損なわないよう充分留意し、その高さは1.8m以下 (2)公道に面した宅地の境界囲障は植樹等の生垣等による。 敷地内の庭は環境に応じた植樹等の緑化と整備に努める。 (3)緑道隣接の宅地は、緑道、道路面に設置した石積及び入り口(松下興産(株)から購入時点における)を任意に移設及び撤去することは出来ない。 但し、止むを得ざる理由により移設及び撤去した場合は当該宅地所有者の責任において修復しなければならない。					
協定の効力	第9条	この建築協定の効力は、当該土地及び建物の所有者の特定継承人にも及ぶ。					

■桜ヶ丘（準）建築協定書 《補》

補足1	第6条	(1)住居専用住宅とは、営利行為が行われない住宅を指す。 前記目的以外に住居を使用する場合は町内会に届け出のうえ了解を得なければならない。 (環境、騒音、交通安全、等)					
補足2	第7条	1.北側とは、隣接住宅状況により判断されるものとする。 それらは、日照、通風、後背家屋状況による。					
補足3	第8条	(2)公道に面した生垣等の囲障物は地盤面より1.8m以下とし、止むを得ざる理由により人工囲障物を構築する場合は地盤面より90cm以下(建築協定書(補)3.、第8条-(2)>とし、緑化環境に充分留意するものとする。					
補足4		屋上階の建築物及び工作物は建築協定書の第6条(2)(3)号、また第7条2項(2)号に定める規定内であっても住宅環境を高度に維持増進を図る目的及び台風や地震等の防災上の安全確保の目的からその建築及び設置を禁止する。					

■特記事項

施主	隣接住民	町内会